

① 看護職員による医療処置の実施頻度について



○ 既存の老人保健施設には、夜勤の看護職員の配置が義務付けられていない

※1:「平成18年介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省統計情報部)」をもとに算出。

※2:「平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査(厚生労働省保険局)」及び「看護必要度導入に関する調査研究(平成13年度(財)医療情報システム開発センター)」をもとに算出。